

料金表【特養 従来型個室1ヶ月/31日】

要介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	実費分		1割負担者 合計(円)	2割負担者 合計(円)	3割負担者 合計(円)
				段階	金額			
要介護1	22,264	44,527	66,791	第4段階	88,753	111,017	133,280	155,544
				第3段階	54,870	77,134		
				第2段階	34,410	56,674		
				第1段階	19,220	41,484		
要介護2	24,753	49,506	74,259	第4段階	88,753	113,506	138,259	163,012
				第3段階	54,870	79,623		
				第2段階	34,410	59,163		
				第1段階	19,220	43,973		
要介護3	27,317	54,633	81,949	第4段階	88,753	116,070	143,386	170,702
				第3段階	54,870	82,187		
				第2段階	34,410	61,727		
				第1段階	19,220	46,537		
要介護4	29,806	59,612	89,418	第4段階	88,753	118,559	148,365	178,171
				第3段階	54,870	84,676		
				第2段階	34,410	64,216		
				第1段階	19,220	49,026		
要介護5	32,260	64,520	96,780	第4段階	88,753	121,013	153,273	185,533
				第3段階	54,870	87,130		
				第2段階	34,410	66,670		
				第1段階	19,220	51,480		

※要介護3・4・5の方が入所の対象となります。

※要介護1・2の方は高齢介護課へ入所についてのご相談をされ、必要と認められた場合に入所の対象となります。

※生活保護受給者の方で介護扶助を受けた場合、介護保険1割負担は免除されます。

※収入段階に応じて、居住費・食費の減額を受ける事ができます。

【実費分 内訳】

令和元年10月1日現在

負担段階	居住費	食費	日用品費	一日計	月合計(31日)
第4段階	1,171	1,392	300	2,863	88,753
第3段階	820	650	300	1,770	54,870
第2段階	420	390	300	1,110	34,410
第1段階	320	0	300	620	19,220

所得に応じた食費と居住費の介護保険負担限度額認定と段階

住所地の区役所高齢介護課へ申請します。認定証を窓口までご提出ください。

1 軽減の対象となる方((1)~(3)の全ての要件を満たす必要があります。)

(1)世帯全員が市民税非課税

(2)配偶者が市民税非課税

*別世帯である場合や世帯分離をしている場合でも、配偶者が市民税課税の場合は対象外になります。

*婚姻届を提出していない(いわゆる事実婚)場合も「配偶者」に含まれます。

(3)次の資産基準にあてはまる方 *虚偽の申告をすると加算金での返還となります。

配偶者の有無	資産基準(預貯金等)	勘案する預貯金等
配偶者あり	2,000万円以下	本人(申請者)及び配偶者
配偶者なし	1,000万円以下	本人(申請者)のみ

2 負担限度額(月額)

負担段階	国が定める基準費用額	負担限度額		
		従来型 個室	多床室	食費の 負担限 度額
第4段階	第1段階~第3段階以外の方	1,171円	855円	1,392円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、下記に該当しない方等	820円	370円	650円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	420円	370円	390円
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	320円	0円	300円
*詳しい申請については、住所地の高齢介護課へお問い合わせください。				